◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を 行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- O 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、 地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位:千円)

									(単位:千円)
							実質収支額	_	
				会 計 名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
				一般会計	115, 788	137, 083	143, 529	160, 995	216, 665
実				住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 34, 104	▲ 36, 400	▲ 34, 382	▲ 33, 688	▲ 32, 309
質				公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	_ 02,000
赤		én.	ån. ∧ =1	市営駐車場事業特別会計	8, 042	8, 540	631	1, 868	1, 912
質赤字比率の		般	一般会計	バス事業特別会計				,	,
比		会計	等に属す	ハス争未符別芸訂	▲ 16, 769	▲ 19, 824	0	0	0
率		等	る特別会						
		ज	計						
算									
定									
算定範囲			•	合計 (1)	72, 957	89, 399	109, 778	129, 175	186, 268
囲				標準財政規模	6, 642, 660	6, 634, 679	6, 820, 207	6, 930, 543	6, 953, 326
			宝	質赤字比率(%)	_	_	_	_	_
				〈黒字の比率(%))	(1. 09%)	(1. 34%)	(1. 60%)	(1. 86%)	(2. 67%)
			1	、黒子の比率(%))	(1.09%)	(1.34%)			
			会計名(公	営事業会計:除く公営企業)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
				国民健康保険事業特別会計	365, 458	455, 531	439, 218	285, 717	319, 849
				後期高齢者医療事業特別会計	_	6, 601	9, 704	10, 142	11, 817
			会計等以	老人保健特別会計	▲ 79, 034	▲ 3, 768	1, 623	0	_
			特別会計	5 () () () () () () () () () (., 525		
		1210	ち公営企						
	2亩	一世	係る特別						
	連結	木に	以外の会						
	中	計	M/FU/A						
	哲	PI							
	赤								
	実質赤字								
	比					資	金不足・剰気	R	
	率		会	計名(公営企業会計)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	の			水道事業会計	101, 478	110, 783	144, 222	146, 232	142, 496
				1小14 事未去引					
	算								
:/52	算定	,_		東部地区工業用水道事業会計	31, 274	37, 150	44, 581	51, 895	57, 717
資	定範	法	宅地造成	東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計		37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 717 266, 485
資金石	算定範囲	適	宅地造成 事業以外	東部地区工業用水道事業会計		37, 150	44, 581	51, 895	57, 717
資金不口	定範	適 用		東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計		37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 717 266, 485
資金不足と	定範	適用企		東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計		37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 717 266, 485
資金不足比率	定範	適 用	事業以外	東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計		37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 717 266, 485
資金不足比率の	定範	適用企	事業以外 宅地造成	東部地区工業用水道事業会計 公共下水道事業特別会計		37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 717 266, 485
資金不足比率の質	定範	適用企	事業以外	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 717 266, 485
資金不足比率の算定	定範	適用企	事業以外 宅地造成	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 717 266, 485
資金不足比率の算定節	定範	適用企	事業以外 宅地造成	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 717 266, 485
算定範	定範	適用企	事業以外 宅地造成	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 717 266, 485
算定範囲	定範	適用企業	事業以外 宅地造成 事業	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 717 266, 485
算定範囲	定範	適用企業 法	事業以外 宅地造成	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 717 266, 485
算定範囲	定範	適用企業	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 717 266, 485
算定範囲	定範	適用企業とは非適	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 717 266, 485
算定範	定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 717 266, 485
算定範囲	定範	適用企業 法非適用	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 717 266, 485
算定範囲	定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成 事業以外	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 717 266, 485
算定範囲	定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅事業 宅地進 宅地進 宅地造成 を も は が は が は は は は は は は は は は は は は は は	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 717 266, 485
算定範囲	定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅地造成 事業 宅地造成 事業以外	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 717 266, 485
算定範囲	定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅事業 宅地進 宅地進 宅地造成 を も は が は が は は は は は は は は は は は は は は は	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274	37, 150 121, 613	44, 581 164, 235	51, 895 209, 227	57, 717 266, 485
算定範囲	定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅事業 宅事業 造以外 成 水 で事業 ・ は り の は り は り は り は り は り り り り り り り り	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274 - - - 61, 209 7, 066	37, 150 121, 613 6, 956	44, 581 164, 235 12, 972	51, 895 209, 227 15, 460	57, 717 266, 485 20, 415
算定範囲	定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅事業 宅事業 造成外 定事業 定事業 定事業	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274 - - - 61, 209 7, 066	37, 150 121, 613 6, 956	44, 581 164, 235 12, 972	51, 895 209, 227 15, 460	57, 717 266, 485 20, 415
算定範囲	定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅事 宅事 宅事 宅事 宅事	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274 - - - 61, 209 7, 066	37, 150 121, 613 6, 956	44, 581 164, 235 12, 972	51, 895 209, 227 15, 460	57, 717 266, 485 20, 415
算定範囲	定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 を事業 地業 地業 連結	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計 公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274 	37, 150 121, 613 6, 956	926, 333 6, 820, 207	51, 895 209, 227 15, 460	57, 717 266, 485 20, 415
算定範囲	定範	適用企業 法非適用企	事業以外 宅事 宅事 宅事 宅事 宅事 を事業 地業 地業 連結	東部地区工業用水道事業会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計公共下水道事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計農業集落排水施設事業特別会計	31, 274 - - - 61, 209 7, 066	37, 150 121, 613 6, 956	44, 581 164, 235 12, 972	51, 895 209, 227 15, 460	57, 717 266, 485 20, 415

〇用語解説

- ・一般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額:当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額:公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合:基本的に流動負債の額から流動資産の 額を控除した額、法非適用企業の場合:基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業:地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

13

◎ 実質公債費比率の状況と推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実質公債費比率	15.1%	15.2%	14.7%	14.1%	13.0%

〇 実質公債費比率は、その地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の額を、その団体の標準財政規模を基本とした 額(※)と比べたときの率をいいます。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す 指標ともいえます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

〇 実質公債費比率は、以下に示すように、(1)単年度の実質公債費の比率を計算し、(2)その過去3ヶ年の平均値を計算することに より算定します。 (1)単年度の実質公債費の比率を計算(下はH23決算数値の場合) 元利償還金等(a) 算入公債費等の額(b) 一般会計等の負担額(分子) (単位:千円、%) 1,630,142 901,779 728.363 H23決算単年 度の実質公債 12.03598022% 費の比率 6,953,326 901.779 6,051,547 標準財政規模(c) 算入公債費等の額(b) 比較する財政の規模(分母) (2)過去3ヶ年の平均値を計算(小数点以下第2位切捨て) 13.91813296 (H21単年度の実質公債費比率) 平成23年度 13.0% (H22単年度の実質公債費比率) 39.20853810 / 3 = の実質公債 13.25442493 費比率

(H23単年度の実質公債費比率)

- 〇 実質公債費比率が何%かということだけでなく、その算定に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去 からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。
- 特に「元利償還金等(a)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、その団体の一般会計 等が負担する地方債の償還の内容について具体的に分析する上で有益です。

〇一般会計等の負担額(分子)の内訳について [計算式:「元利償還金等(a)」-「算入公債費等の額(b)」]

12.03598022

〇 「元利償還金等(a)」の内訳

(単位:千円、%)

	H19決算	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率	H23決算	増減率
①元利償還金	1,300,619	1,305,457	0.4	1,271,471	▲ 2.6	1,247,083	▲ 1.9	1,229,364	▲ 1.4
②積立不足額	0	0		0		0		0	
③満期一括償還債	0	0		0		0		0	
④公営企業債等繰入額	237,364	250,694	5.6	252,015	0.5	252,846	0.3	245,307	▲ 3.0
⑤組合等負担等額	193,839	175,668	▲ 9.4	116,982	▲ 33.4	105,702	▲ 9.6	79,729	▲ 24.6
⑥債務負担行為	11,108	17,475	57.3	29,864	70.9	58,870	97.1	75,742	28.7
⑦一時借入金	9	58	544.4	23	▲ 60.3	7	▲ 69.6	0	皆減
元利償還金等(a)	1,742,939	1,749,352	0.4	1,670,355	4 .5	1,664,508	▲ 0.4	1,630,142	▲ 2.1

〇「算入公債費等の額(b) Iの内訳

(単位:千円、%)

								(十四:	
	H19決算	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率	H23決算	増減率
公債費算入(元利)	330,476	359,398	8.8	373,236	3.9	393,546	5.4	424,084	7.8
公債費算入(準元利)	25,663	20,245	▲ 21.1	15,738	▲ 22.3	18,608	18.2	18,579	▲ 0.2
事業費補正(元利)	271,098	247,797	▲ 8.6	208,657	▲ 15.8	191,000	▲ 8.5	187,129	▲ 2.0
事業費補正(準元利)	159,435	158,577	▲ 0.5	156,819	▲ 1.1	172,713	10.1	186,948	8.2
密度補正(元利)	81,427	82,385	1.2	83,252	1.1	84,009	0.9	85,039	1.2
密度補正(準元利)	0	0		0		0		0	
算入公債費等の額(b)	868,099	868,402	0.0	837,702	▲ 3.5	859,876	2.6	901,779	4.9

◎ 一般会計等の負担額(分子)

(単位・エロ 06)

O MANI	A A DE TOTAL AND A A A	•						(単位.丁	· [] 、 70/
(a)—(b)	H19決算	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率	H23決算	増減率
一般会計等の 負担額	874,840	880,950	0.7	832,653	▲ 5.5	804,632	▲ 3.4	728,363	▲ 9.5

◎ 実質公債費比率の状況と推移

〇比較する財政の規模(分母)の内訳について [計算式:「標準財政規模(c)」-「算入公債費等の額(b)」]

〇 「標準財政規模(c)」の内訳

(単位:千円、%)

	H19決算	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率	H23決算	増減率
標準税収入額等	3,845,434	3,740,822	▲ 2.7	3,601,862	▲ 3.7	3,298,947	▲ 8.4	3,470,061	5.2
普通交付税額	2,530,640	2,644,163	4.5	2,830,809	7.1	3,025,711	6.9	2,997,627	▲ 0.9
臨時財政対策債発行可能額	266,586	249,694	▲ 6.3	387,536	55.2	605,885	56.3	485,638	▲ 19.8
標準財政規模(c)	6,642,660	6,634,679	▲ 0.1	6,820,207	2.8	6,930,543	1.6	6,953,326	0.3
算入公債費等の額(b)	868 099	868 402	0.0	837 702	▲ 3.5	859 876	26	901 779	4.9

◎ 比較する財政の規模(分母)

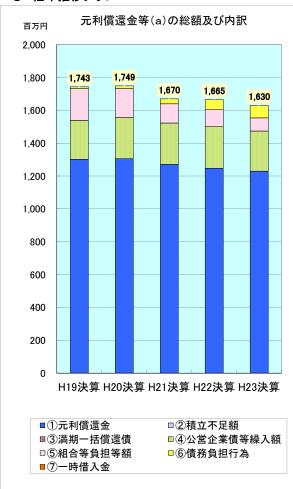
(単位:千円、%)

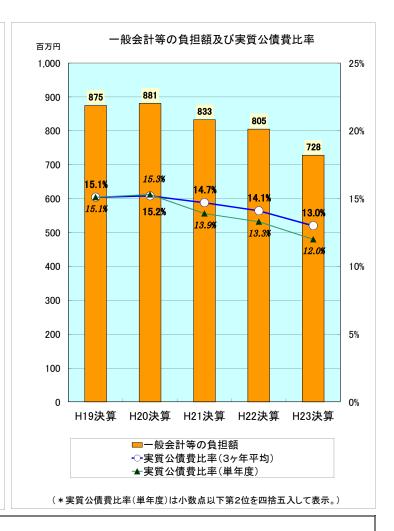
(c)-(b)	H19決算	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率	H23決算	増減率
比較する財政の 規模	5,774,561	5,766,277	▲ 0.1	5,982,505	3.7	6,070,667	1.5	6,051,547	▲ 0.3

(単位:%)

単年度の実質公	H19決算	H20決算	增減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率	H23決算	増減率	
債費の比率	15.14989624	15.27762194	0.8	13.91813296	▲ 8.9	13.25442493	▲ 4.8	12.03598022	▲ 9.2	1

〇 経年推移グラフ





〇用語解説

- ・一般会計等 : 地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①元利償還金:一般会計等に係る公債費の額から、繰上償還等の額及び都市計画税充当可能額等の公債費充当特定財源の額を控除した額
- ・②積立不足額:減債基金への積立不足額を考慮して算定した額
- ・③満期一括償還債:実際の償還額ではなく、償還期間30年の元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・④公営企業債等繰入額:一般会計等から一般会計等以外への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑤組合等負担等額:一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑥債務負担行為:債務負担行為(数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為)に基づく当該年度 の支出のうち公債費に準ずるもの
- ・⑦一時借入金: 当該年度に支出した一時借入金の利子
- ・算入公債費等の額:地方債の元利償還金額及び準元利償還金額のうち、当該年度の普通交付税の算定において基準財政需要額として算入 された額

◎ 将来負担比率の状況と推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
将来負担比率	138.0%	130.3%	117.3%	99.4%	79.2%

- 〇 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担 すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計 等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合い を示す指標ともいえます。
 - (※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

〇 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。 - 平成23年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数点以下第2位切捨て) 将来負担額(A) 充当可能財源等(B) 実質的な将来負債額(分子) (単位:千円、%) 18,235,771 13,438,919 4,796,852 平成23年度 79.2% 将来負担比率 6,953,326 901.779 6,051,547 標準財政規模(C) 算入公債費等の額(D) 比較する財政の規模(分母) * 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「一」で表示)。

- 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去か らの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。
- 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償 を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析 する上で有益です。

〇実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

〇 「将来負担額(A)」の内訳

(単位·千円、%)

将来負担額(A)	21,069,785	20,213,500	A 11	19,579,923	A 31	19,076,114	▲ 26	•	4 .4
① 建	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
9負担見込額[地方独法]	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額[第三セクター等]	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	0	0		0		0		0	
⑥負担見込額[地方道路公社]	0	0		0		0		0	
⑤退職手当負担見込額	2,321,959	2,156,844	▲ 7.1	1,897,845	▲ 12.0	1,884,128	▲ 0.7	1,831,217	▲ 2.8
④組合等負担等見込額	1,474,976	1,329,490	▲ 9.9	1,185,436	▲ 10.8	1,036,831	▲ 12.5	877,206	▲ 15.4
③公営企業債等繰入見込額	4,142,796	4,139,981	▲ 0.1	4,001,958	▲ 3.3	3,880,027	▲ 3.0	3,703,003	▲ 4.6
②債務負担行為	144,347	150,783	4.5	145,669	▲ 3.4	129,661	▲ 11.0	59,625	▲ 54.0
①地方債の現在高	12,985,707	12,436,402	▲ 4.2	12,349,015	▲ 0.7	12,145,467	▲ 1.6	11,764,720	▲ 3.1
	H19決算	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率	H23決算	増減率

〇 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

(平位: 171; 70								1 1 7 7 0 7	
	H19決算	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率	H23決算	増減率
充当可能基金	2,294,654	2,281,942	▲ 0.6	2,066,492	▲ 9.4	2,447,156	18.4	2,656,303	8.5
特定歳入〔都市計画税以外〕	844,620	761,831	▲ 9.8	940,087	23.4	897,726	▲ 4.5	855,062	▲ 4.8
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	9,956,950	9,655,707	▲ 3.0	9,554,546	▲ 1.0	9,694,684	1.5	9,927,554	2.4
充当可能財源等(B)	13,096,224	12,699,480	▲ 3.0	12,561,125	▲ 1.1	13,039,566	3.8	13,438,919	3.1

◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H19決算	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率	H23決算	増減率
実質的な将来負債額	7,973,561	7,514,020	▲ 5.8	7,018,798	▲ 6.6	6,036,548	▲ 14.0	4,796,852	▲ 20.5

13

◎ 将来負担比率の状況と推移

〇比較する財政の規模(分母)の内訳について [計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」]

868.402

○ 標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%) H19決算 H20決算 増減率 H21決算 増減率 H22決算 H23決算 増減率 増減器 標準財政規模(C) 6.642.660 6.634.679 **A** 0.1 6 820 207 2.8 6.930.543 1.6 6.953.326 0.3 2.6 868.099 0.0 837,702 859.876

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

4.9

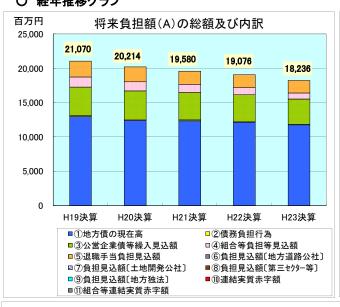
901,779

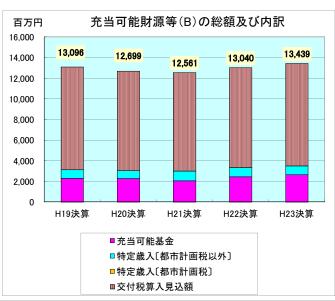
(C)-(D)[算定の分母]	H19決算	H20決算	増減率	H21決算	増減率	H22決算	増減率	H23決算	増減率
比較する財政の規模	5,774,561	5,766,277	▲ 0.1	5,982,505	3.7	6,070,667	1.5	6,051,547	▲ 0.3

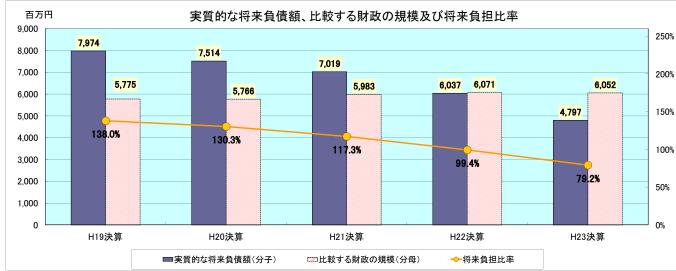
▲ 3.

経年推移グラフ

算入公債費等の額(D)







〇用語解説

- -般会計等:地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模:標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高:一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為:債務負担行為(数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為)に基づく支出 予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額:一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが 必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額: 当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と 見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額:退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等に おいて実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]、⑨負担見込額[地方独法]
 - : 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・ 経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額:地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合等連結実質赤字額:一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額